

労働者災害補償保険法

(1) 労働基準法施行規則別表1の2の改正に係る例示疾病の追加等

(1) 業務上の負傷に起因する疾病

(2) 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函かん病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊れ死
- 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

(3) 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛

3 さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害

4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

(4) 化学物質等による次に掲げる疾病

1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの

2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すず、鋳物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患

4 蛋たん白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等呼吸器疾患

6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症

9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

(5) 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法に掲げる疾病

(6)細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙虫病
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

(7)がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫**又は肝細胞がん**
- 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、**甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫**
- 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又

は上気道のがん

16 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん

17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん

18 1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

(8) 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

(9) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

(10) 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

(11) その他業務に起因することの明らかな疾病

(2) 介護（補償）給付の支給額に係る限度額の引下げ（労災則18条の3の4)

改正前	改正後
常時介護 ○104,730円 ○56,790円	常時介護 ○104,530円 ○56,720円
随時介護 ○52,370円 ○28,400円	随時介護 ○52,270円 ○28,360円

雇用保険法

(1) パパ・ママ育休プラスに伴う改正（雇用法61条の4第6項）

被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合においては、1歳を1歳2か月と読み替える（＝1歳2か月未満の育児休業期間において、1年間（上限）育児休業給付金を支給するものとされる。）。

(2) 賃金証明書等の名称変更（雇用則14条の4他）

改正前	改正後
休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書
休業・勤務時間短縮開始時賃金証明票	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明票

労働保険徴収法

(1) 雇用保険率（平成23年厚労告29号）

事業の種類	平成23年度の雇用保険率（平成22年度と同率）
一般の事業	1,000分の15.5
農林水産業・清酒製造業	1,000分の17.5
建設の事業	1,000分の18.5

(2) 労働保険事務組合に関する報奨金（報奨金政令1条）

○常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の3年度のうちのいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業 ⇒ 報奨金を受けることができる事業の要件から削除

(3) 労働保険事務組合に関する報奨金の算定に係る乗率（報奨金政令2条）

改正前	改正後
100分の2.5	100分の2

なお、報奨金の上限額は、1,000万円である。

健康保険法

(1) 出産育児一時金の額の改正（経過措置の廃止）（健保令36条、健保令36条他）

出産育児一時金は39万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、一定の要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、39万円に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（＝3万円）を加算した金額とする。

(2) 介護保険料率（健保法160条16項）

改定前	改定後
1,000分の15	1,000分の15.1（平成23年3月より）

国民年金法

(1) 物価スライド特例措置の年金額（平成16年国年法附則7条）

0.4%のマイナス（5年ぶりの引き下げ）

厚生年金保険法

(1) 60歳台後半及び前半の在職老齢年金に係る支給停止調整額・支給停止調整変更額の改定（厚年法46条他）

<平成23年度>

47万円 ⇒ 46万円